

Business Partner office NEWS

法律相談Q&A

— 労働条件変更と年休付与日数 —

Q: 5/1に1日8時間・週3日勤務で入社したパート労働者の方に、労働条件変更により11/1付で1日8時間・週5日勤務の正社員になっていただくことになりました。同時に年次有給休暇も付与する予定ですが、日数は何日付与する必要がありますか？

A: 年次有給休暇は、

- ①雇入れの日から起算して6箇月間継続勤務し
- ②全労働日の8割以上出勤した

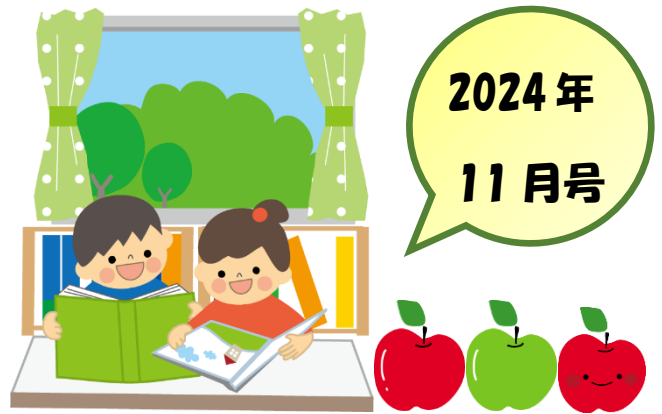
労働者に対し、継続し又は分割した10労働日の有給休暇を与えるとされています。また、**所定労働日数の少ないパート等**については、その**所定労働日数に比例した日数**の年次有給休暇を与えることになっています(年次有給休暇の**比例付与**)。

付与する年次有給休暇の日数は、年次有給休暇を取得する**権利が発生した日(基準日)**の**所定労働日数・所定労働時間**によって決まります。お尋ねの方の場合、基準日11/1の所定労働日数(週5日)により10日が付与されます。逆に、例えば週5日勤務の正社員から基準日には週3日勤務のパートになった場合には、年次有給休暇は比例付与で5日になります。

なお、比例付与の対象は、

- * **週所定労働日数が4日以下**
- * 週以外の期間によって所定労働日数が定められている場合は **1年間の所定労働日数が216日以下**

のいずれかに該当する労働者ですが、**週所定労働時間数が30時間以上の場合は比例付与に当たらず、通常の労働者と同じ日数の年次有給休暇を与えなければなりません。**



法改正ニュース

— 国民年金保険料の育児期間免除 — (令和6年10月1日～)

①免除の対象期間

- 被保険者が出産した場合(実母)
出産予定日から起算して**3ヶ月**を経過した日の属する月
～出産予定日から起算して**12ヶ月**を経過した日が属する月の前月まで
- 被保険者が子を養育することになった場合(実父または養子を養育する父母)
子を養育することになった日の属する月
～**当該子が1歳に達する日の翌日**が属する月の前月まで

②免除期間の年金額

育児期間免除の対象期間については、基礎年金額の満額が保証される。

③対象となる子

- 厚生年金保険における被保険者の育児休業等期間中の保険料免除に係る子と同様の範囲
- …・法律上の親子関係がある子(実子および養子)
 - 特別養子縁組の監護期間にある子
 - 養子縁組里親に委託している要保護児童

健康保険証が廃止されます

令和6年12月2日以降、新規に健康保険証は発行されません。発行済みの健康保険証については、健康保険証廃止後、最大1年間、従来通り使用できるよう、経過措置が設けられます。

経過措置終了後は、健康保険証として利用登録しているマイナンバーカードを使用することになりますが、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録していない方等については、資格確認書を用いて医療機関等を受診することも可能です。